

令和6年度富士宮第四中学校部活動ガイドライン

富士宮第四中学校部活動ガイドラインは、富士宮市中学校部活動ガイドラインをもとに、富士宮第四中生にとって望ましいスポーツ・文化・芸術の環境を構築するという観点に立ち、部活動を最適な形で実施できることを目的で策定しました。

1 富士宮第四中学校部活動ガイドライン（以下、「本校ガイドライン」という）策定の趣旨

- (1) 生徒がスポーツ・文化・芸術活動を楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフ、文化・芸術活動を実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
- (2) 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的かつ効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として「教職員の働き方改革」に鑑み、部活動の指導・運営の工夫を行い、持続可能な運営体制を構築する。

2 部活動の目的

- (1) 心と身体を磨き鍛え合い、互いに認め合い高め合う仲間作りをする。
- (2) 異学年の共通の興味や関心をもつ生徒同士が、集団で練習や試合等に取り組むことで社会生活の基本的な資質（ルール・マナー）や相手の考えを理解する力を育成する。
- (3) チームの目標達成のために、必要な技能や態度を、見通しを持って計画的に練習に取り組む力を育成する。
- (4) 異学年の生徒や他クラスの生徒との関わりの中で、自分の言動や行動に対して自分を見つめ直す力を育成する。

3 部活動運営体制

- (1) 校長は、本校ガイドラインを毎年度策定し、学校ホームページに掲載する。
- (2) 各部活動顧問は、年度当初に年間活動計画（活動日、休養日、大会参加予定等）を作成し、校長に提出する。承認を得て、生徒、保護者へ配付する。
- (3) 各部活動顧問は、毎月の活動計画（前月の20日まで）と活動実績（翌月の5日まで）を校長に提出する。活動計画は、承認を得て、生徒、保護者へ配付する。
- (4) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績で各部の活動内容・活動時間を確認し、生徒が安全かつ健康に部活動に取り組めるように各顧問を支援・指導する。

4 部活動への加入

- (1) 入部後は原則として、3年間同一部とする。
- (2) 継続して同一部に所属する場合にも年度毎各顧問に入部届を提出する。
- (3) 入退部及び転部は保護者、担任、顧問の承認を得て、新たに入部届を顧問に提出する。

※外部クラブ等で活動している生徒や諸事情で部活動に加入できない生徒は、個別に対応する。

5 活動日及び活動時間と休養日

(1) 平日

ア 週3日以内の活動日とする。

イ 1日の活動時間は長くとも2時間以内かつ午後5時までとする。

※日没を考慮し、11月～1月は、終了時刻16:30、完全下校16:45となる。

- ウ 平日に少なくとも2日以上休養日を設ける。(月曜日と水曜日を基本とする)
- エ 部活動の延長については、生徒の体力の状況や下校時の安全を考慮し、校長の許可を得て、保護者の了解を得て行うことができる。

部活動延長の条件

- ・必ず顧問が練習につくこと。
- ・延長時間は最大でも通常の終了時刻から30分間であること。
- ・延長する期間は大会等前2週間以内であること。
- ・事前に校長の承認を得てから、保護者に承諾届の提出を求めること。
- ・生徒の下校時の安全を確保すること。(原則保護者による送り迎え)

(2) 休日(土・日・祝)

ア 1日の活動時間は長くとも3時間程度とする。ただし、大会や練習試合等で3時間を超える場合はこの限りではない。

イ 休日の活動時間は合計で1か月32時間以内とする。

ウ 土曜日または日曜日どちらか1日を休養日とする。

※休日に2日間活動した場合には、休養日を他の土曜日または日曜日に振り替える。

(3) 長期休業日(年度初め・夏期休業・冬期休業・年度末)

ア 平日の活動時間は3時間以内とする。

イ 土曜日及び日曜日・祝日は休養日とする。

ウ 各部活動で、ある程度長期の休養期間を設ける。

(4) 富士宮市共通の部活動休止日

ア 夏季休業中に学校が指定した学校閉庁日

イ 年末年始の休日(12/29~1/3)

ウ 総合防災訓練及び地域防災訓練の午前中

6 運用上の留意点

(1) 活動中止日について

ア 定期テスト初日の3日前から、定期テスト最終日まで

※大会・コンクール等、必要があれば部活動の許可申請を行う。

イ 富士宮第四中学校で定める日(月行事予定等で周知する。)

(2) 朝・昼練習は原則として行わない。(特別に実施する場合には、富士宮市部活動ガイドラインに準ずる)

(3) 気象状況の急変(高温多湿、落雷、暴風等)により健康被害や事故につながる恐れがあるときは直ちに活動を中止する。

(4) 大会やコンクール等の前や長期休業中にまとまった活動時間が必要な場合は、校長承認のもと実施可能であるが、超過した活動日数・時間については必ず別日に振り替える。

(5) 各顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(6) その他、本校ガイドラインを運用する中で発生する諸問題については、その都度職員会議等で協議し対応を決定する。